

○財務省告示第三百三十二号

省令第三十号（第五号）第十一項の規定に基づき、

平成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第二十一

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営

三 法律及びそ のための公債の発行の特例等に

四 関する法律（平成十四年法律第二十

五 融資金特別会計法（昭和二十

六 年法律第一百一号）第十一條第

七 一項 価格を競争に付して行われる入

八 札（以下「価格競争入札」とい

九 う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

五 方法

六 イ 価格競争

七 入札発行

八 各申込みのうち応募額の高低

九 当てる。その応募額を順次割り

ロ 非競争入 各申込みの応募額を案分により



八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 次に掲げる国債について  
は、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該外国税人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。  
イ 発行時において、登録(一括登録(国債の一括登録に關する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二条第二号)に規定する一括登録をいう。以下同じ。)を除く。  
ロ 債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名による登録されるもの。  
ハ 発行時において、登録又は一括登録されないもの。  
ニ 法第百七十六条第一項又は法第百七十一条若しくは法第百七十六条第一項又は

十二 初期利子

租税特別措置法第四条、第四十条の二、第四条の三若し、第四十一条の第三項に係る規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。

平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四 償還期限

平成十九年六月二十日

十五 償還金額

額面金額百円につき百円

十六 元利支

日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成十四年八月二十日